

平成21年度第1回

新宿区みどりの推進審議会議事録

平成21年4月14日（火）

新宿区みどり土木部みどり公園課

平成21年度第1回新宿区みどりの推進審議会議事録

平成21年4月14日（火）

午前10時00分～午後零時05分

本庁舎6階 第二委員会室

1 開 会

2 小委員会について

- (1) みどり公園基金条例と小委員会について
- (2) 小委員会の指名

3 審 議

- (1) 保護樹木の指定解除について
- (2) みどり公園基金の活用についての考え方について
- (3) みどり公園基金の処分について

①下落合二丁目

②内藤町

4 報 告

- (1) 保護樹木制度の拡充について
- (2) みどりのモデル地区の指定について

5 その他

連絡事項など

6 閉 会

○配付資料一覧

- 1 新宿区みどりの推進審議会（第9期）委員名簿
- 2 新宿区みどりの公園基金条例・新宿区みどりの条例及び同施行規則（抜粋）
- 3 新宿区みどりの推進審議会小委員会の設置について
- 4 保護樹木の指定解除について
- 5 みどり公園基金の活用についての考え方
- 6 みどり公園基金の処分について（下落合二丁目）

7 みどり公園基金の処分について（内藤町）

8 保護樹木の制度の拡充について

9 みどりモデル地区の指定について

参考 新宿区みどりの条例・同施行規則（抜粋）

審議会委員 13名

会 長	熊 谷 洋 一	副会長	興 水 肇
委 員	斉 藤 馨	委 員	渋 江 桂 子
委 員	吉 川 信 一	委 員	武 山 昭 英
委 員	北 村 幸 夫	委 員	小 林 辰 男
委 員	近 藤 恵美子	委 員	阿 部 善三郎
委 員	高 橋 良 孝	委 員	土 屋 正
委 員	藤 田 茂		

◎はじめに

みどり公園課長 皆様お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから平成21年度第1回の新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。

私、本日、事務局を務めさせていただきます、この4月からみどり公園課長になりました城倉と申します。よろしく願いいたします。

ことしの3月末までは、前任の柏木課長が担当しておりましたが、異動になりましたので、私がさせていただくことになりました。よろしく願いいたします。

これから先は座って進行させていただきたいと思います。

本日は傍聴の方が3名いらっしゃっています。事務局といたしましては、本日の審議につきまして、公開しても特に支障はないということで、公開とさせていただきたく、委員の皆様の御了承をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

みどり公園課長 それでは、公開ということで進めさせていただきます。

委員の皆様にはお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

本日の審議会は12時をも目途にして終了させていただきたく御協力のほどよろしくお願いいたします。

事務的な話しですが、マイクの使用法ですけれども、御発言のときには、お手元のマイクのスタンドの4番のボタンを押して御発言をお願いします。御発言が終わりましたら終了という5番のボタンを押していただくようお願いいたします。

それでは、これから議事進行を会長にお願いしたいと思いますので、会長、よろしくお願いいたします。

◎開会

熊谷会長 おはようございます。それでは、ただいまより平成21年度第1回新宿区みどりの推進審議会を開会いたします。

最初に、事務局より本日の出席状況についてお願いをいたします。

みどり公園課長 それでは、本日の出席状況について御報告いたします。

本日は、秋山委員より欠席のお届けをいただいております。なお、岸田委員と近藤委員が

御連絡をいただいてないんですけれども、今のところいらっしゃっていません。ですので、現在12名の委員がお見えになっております。15名中12名の御出席ということで、この審議会は成立しているということでございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

次に、本日の資料について、事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、皆様のお手元でございます資料について御説明いたします。

まず、お手元に配布いたしました資料の御確認をお願いしたいと思います。

番号順に並んでいるかとは存じますが、まず資料1、A4の1枚紙です。資料1、審議会の委員の名簿です。

次に資料の2、A4の2枚ものです。新宿区みどりの公園基金条例・新宿区みどりの条例及び同施行規則（抜粋）です。

続きまして、資料3、これもA41枚ですけれども、みどりの推進審議会小委員会の設置について。

次が、資料4、保護樹木等の指定及び解除について。

続きまして、資料5、みどり公園基金の活用についての考え方。

次に、資料6、みどり公園基金の処分について（下落合二丁目）。

続きまして、資料7、みどり公園基金の処分について（内藤町）

資料8、保護樹木制度の拡充について。

資料9、みどりのモデル地区の指定について、これは2枚ものになっております。

それで、あとは参考といたしまして、新宿区みどりの条例、これは6ページのつづりになっております。

以上ですけれども、資料の不足がございましたらお手を挙げていただければと、よろしいでしょうか。

それでは、以上です。

◎みどり公園基金条例と小委員会について

熊谷会長 それでは、議事次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。

初めに、本日は、みどりの推進審議会の小委員会委員の指名を行いたいと思います。

このことについて、まず事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、説明させていただきます。

本日は、初めに、新宿区みどりの審議会の小委員会の委員を会長に指名していただくことになっておりますけれども、これに先立ちまして、まず、みどり公園基金条例について関連がございますので、少し説明させていただきます。

お手元の資料2をごらんください。

昨年度になりますけれども、平成21年1月9日に開催しました、平成20年度第2回みどりの推進審議会におきまして、委員の皆様へ、みどりの基金と公園整備基金の統合について御審議いただきました。その目的は、統合して一体的に運用することにより規模の拡大を図ること。それと活用の幅を広げるという2つの御説明をさせていただきました。このたび、統合して新しく創設いたしました基金の名称をみどり公園基金と定め、先に行われました、平成21年新宿区議会第1回定例会におきまして、みどり公園基金条例が可決承認されたところでございます。

続きまして、みどりの推進審議会小委員会について、これを設置することについて御説明いたします。

みどりの推進審議会に小委員会を設置することにつきましても、先ほど御説明いたしました、平成21年1月9日の審議会において御審議いただきました。

審議会では、小委員会の設置を承認していただくとともに、小委員会の設置目的は、みどりの推進審議会の効率的な運営を図るためであること。

開催は緊急性が高く迅速な判断が求められる事項が生じたときのみ開催すること。

審議事項は、保護樹木等の指定解除及びみどりの基金の処分に関することについて確認させていただきました。ただ、小委員会の構成など、詳細については、その時点ではまだ決まっておりました。先般、みどりの条例改正に伴い、事務局のほうでみどりの条例施行規則を改正し、小委員会の組織及び運営に関する事項を定めさせていただきました。

資料2の3ページ目、2枚ものの裏です。そこにみどりの条例施行規則というのがございます。赤字で書いてある部分、この部分が新しく改正されたものでございます。

本日は、小委員会の概要について御説明させていただきます。

次に、資料3をごらんいただきたいと思います。

最初に、小委員会の審議事項ですけれども、審議事項は、保護樹木等の指定及び解除、及びみどりの公園基金の処分、この2項目に限定しているところです。

組織につきましては、委員は8名以内とし、会長が指名をいたします。会長が委員長を指名するというようになっております。

開催でございますが、委員長は、委員を招集する。委員の過半数の出席により小委員会が成立するというようになっております。

調査審議ですけれども、出席委員の過半数で可否を決定いたします。

委員の任期は2年間といたします。

その次、小委員会を開催する場合の流れでございますが、保護樹木等の指定及び解除、それとみどり公園基金の処分の議案につきましては、通常のみどりの推進審議会において調査審議します。ただ、迅速な判断が必要な場合で、同時に、早急にみどりの推進審議会を開催することが困難な場合、その場合に限って小委員会を開催し、議案を審査、審議するというふうになっております。

小委員会の開催に先立ちましては、事務局よりすべての委員に対して議案の資料を送付して意見照会を行います。委員からの意見は小委員会で公表し、調査審議に反映させるものとします。また、委員長は、小委員会での審査過程の経過及び結果をみどりの推進審議会に報告することにしております。

みどり公園基金条例の制定及び小委員会の設置についての説明は以上のとおりです。

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、みどりの推進審議会小委員会につきまして事務局より説明をいたしましたが、ここで質問や御意見がありましたらお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

(うなづく者あり)

◎小委員会の委員の指名

熊谷会長 それでは、特に御質問、御意見がないようでございますので、小委員会の委員の指名に移りたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、説明させていただきます。

みどりの推進審議会小委員会委員の指名でございますが、みどりの推進審議会小委員会の組織についてです。

事務局において、小委員会の組織は、みどりの条例施行規則第32条の2第1項におきまして、小委員会の人数は8名以内、会長の指名によると決めました。これに基づき、会長に委員の指名をお願いしたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

熊谷会長 それでは、私から御提案申し上げます。

みどりの推進審議会は、区民から6人、みどりの保護と育成に関する団体の構成員から4名、学識経験者5人の計15名の方から構成されております。そこで小委員会の構成につきましても、これらのバランスを考慮して指名をしたいと考えております。つまり、区民から3名、団体の構成員から2名、学識経験者から3名の計8人とするのが相当であると考えます。

それでは、指名をさせていただきます。

区民委員からは、吉川委員、秋山委員、小林委員にお願いをしたいと思います。

団体の構成員からは、阿部委員、土屋委員にお願いをいたしたいと思います。

学識経験者からは、輿水委員、斉藤委員、そして私熊谷とさせていただきたいと思っております。

なお、秋山委員は本日欠席されておられますが、小委員会委員に指名することについては、事前に了承をさせていただいております。

それでは、指名させていただきました皆様、よろしくをお願いをいたしたいと思います。

次に、小委員会の委員長に指名に移りたいと思っております。

事務局から説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、説明させていただきます。

委員長についてですけれども、事務局では小委員会の委員長は、みどりの条例施行規則第32条の2第2項において、会長の指名によるというふうに定めました。これに基づき、委員長の指名は会長にお願いしたいと考えておりますが、御意見がある方がいらっしゃればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、委員長の推薦をどなたかお願いしたいと思います。

副会長お願いいたします。

輿水副会長 先ほどの御説明で、この小委員会は、審議会と同じものだという説明がありました。規模は小さいわけですが、審議会と全く同じ役割、権限を持っているんだと思います。それから、いわゆる分科会とか、専門委員会とか、そういうもの、会長の諮問機能的なものではなくて、審議会と全く同じの審議会が縮小されたものだというふうな感じが持てましたし、小回りのきく、機動力のあるそういう会だということのようですので、進行につきましては熊谷会長にこのままお願いをしてはというふうに私は思っておりますがいかがでしょうか。

熊谷会長 今、輿水副会長から小委員会の委員長に対する御意見が出ましたがいかがでしょうか。

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

熊谷会長 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、特に御意見がないようでございますので、私が小委員会の委員長ということにさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。

◎保護樹木の指定及び解除について

熊谷会長 それでは、引き続きまして、審議に移ります。

初めに、保護樹木の指定及び解除について、事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、説明させていただきます。

保護樹木等の指定及び解除について、資料4をごらんください。

担当の職員より、映像を交えて御説明させていただきますので、申しわけございませんがちょっと照明を落とさせていただきます。

(パワーポイント使用)

事務局 担当の児玉と申します。よろしくお願いいたします。

今回は、平成21年1月8日から4月13日までの期間に、保護樹木の指定申請が1件1本、また保護樹木の解除の申請が2件6本ございました。

では初めに、指定同意書が提出されているものについて御説明いたします。映像をごらんください。

まず市谷薬王寺町にあるマンションにおいて1本の申請がございました。

こちらは、既に保護樹木を3本指定してありますが、今回新たに基準を超えたため指定したいとの申し出があり、スタジイを追加指定いたしました。

保護樹林、保護生垣の指定はなく、指定は以上となります。

次に、保護樹林の指定解除について御説明いたします。

まず富久町の寺社より、ケヤキの解除の申請がございました。

現地を確認したところ、幹内部が大きく腐朽しており、倒木の恐れがあったことから、解除の申し出を受理したものです。

次に、信濃町にある慶応義塾大学から5本の解除申請がございました。

左のイチョウ4本など、樹木そのものは健全ではございましたが、建物の老朽化により、この木の周辺に建っている建物の建てかえが行われることから、申請が提出されたものです。

当該計画敷地内には、ほかにも保護樹木のほか多くの高木がありますが、計画ではできる限り残す予定となっております。また、大学内には、現在では指定基準を超えた樹木がまだ数本ございまして、今後、大学と協議し、追加指定を行っていく予定であります。

解除の申し出については、保護樹林、保護生垣等ございませんでしたので、以上となります。

なお、今回、富久町の樹木については、既に枯死していると判断できたことから、倒木等の恐れもありまして、既に解除手続を行っております。

以上でございます。

みどり公園課長 本日御説明いたします保護樹木を御承認いただきますと、前回の審議会の際に御報告しました数量と比較しますと、保護樹木の本数が5本少なくなります。合計保護樹木の数が1,050本になります。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

以上、事務局より説明がありましたが、ここで御質問や御意見があればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

吉川委員お願いいたします。

吉川委員 富久町ですか、中が空洞になってしまったわけ。

事務局 はい。

吉川委員 僕もほかで、空洞になった木を伐採したことがございますけれども、あれは何か空洞になる兆候か何かあって手当てをすることはできないものかなと自分自身思ったんですが、いかがなもんなんでしょうか。

熊谷会長 事務局お願いいたします。

みどり公園課長 1本1本の木そのものについて、人間でいうと病気みたいなもので、病状が違うと思います。ちょっと手当てをして、木が元気ですと手当てをして、傷をふさぐ方法で治るものもあるし、根の周りが弱っていてそのまま倒れる危険があって、手の施しようがない場合もあります。それはその木その木の状況によって変わってくるのではないかと。今回は、やはりその手当てもできないというような状況になりまして伐採ということになったものです。

熊谷会長 吉川委員。

吉川委員 わかりました、どうも。

熊谷会長 ほかにございますでしょうか。

事務局の先ほどの御説明によると、富久町のケヤキについては、既に審議会の前に解除を受理したというか、そういうことで、もう伐採をしてしまったのでしょうか、伐採はまだでしょうか。それはまだ確認してないですか。

事務局 倒木の恐れがあったため、通知書はすでに送付しており、その後伐採したかどうかというのはお任せしてあります。

熊谷会長 まだ確認しておらない。ああそうですか。

事務局 この申請が出されましたのが、平成21年1月29日になりますので、恐らく既に伐採しているのではないかなとは思いますが。

熊谷会長 ああそうですか。はいわかりました。

ということですので、あとは慶応大学の1本の桜と、4本のイチョウについて、何か御意見があれば。

はいどうぞお願いいたします。斉藤委員お願いいたします。

斉藤委員 ちょっとお伺いしたいんですけども、これ指定解除の後の措置というのは、伐倒とかになるわけですね。もし中で移植とか移設するのであれば、保護樹木のままという理解でよろしいのでしょうか。

事務局 今回、この敷地内にある樹木について移植等の相談もしましたが、写真を見ていただくとおわかりになりますように、高さ20メートル近い樹木になりまして、幹周りも2メートル近い樹木になっております。ですので、移植等を行うことが大変事業主、大学のほうにも大きな負担になってしまうことから、今回は受理したものになります。

熊谷会長 ほかにいかがでしょうか。

小林委員お願いいたします。

小林委員 公募の小林ですけども、関連したことで1点お聞きしたいと思います。

ケヤキの伐採ということが今言われたわけですけども、伐採の費用というのは全く個人で行うのでしょうか。それともある程度指定した都合といいますか、指定したことから若干区が助成するというようなことはあるのでしょうか。

事務局 事務局の小菅と申します。よろしくお願いたします。

熊谷会長 お願いいたします。

事務局 今、小林委員のほうから伐採の費用についてお伺いがありました。この費用につきましては、所有者の方に全額負担をお願いしております。

熊谷会長 小林委員お願いします。

小林委員 小林ですけれども、今、伐採する場合は、所有者が自分の費用で処理するというお話しがありました。しかしながら、できれば、やはり指定するんですから、指定した以上は、ある程度の管理と言いますか、処理までを含めて、できる範囲のことを考えるというのも1つのこれから指定しやすくする方法ではないかと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

事務局 難しい問題ではあります。ただ、私どもといたしましては、保護樹木に指定した樹木につきましては、これは末長く、できればずっとずっと残していただきたいというふうに考えてございまして、伐採ということは、指定の際には、基本的には想定してございません。とは申しましても、今こうした腐朽ですとか、ほかの理由によって樹木がやむを得ずと言いますか、伐採せざるを得ない状況もあろうかと思っておりますので、今後の課題とさせていただきたいと思っております。

熊谷会長 小林委員お願いいたします。

小林委員 続いて申しわけないんですけれども、所有者の個人的な都合で伐採は、それはやむを得ないと思うんです。しかしながら、本件のように、非常にもう老木と言いますか、腐ってきてどうしようもないというような場合のことを想定して発言をしたものですから、その辺を踏まえて、御検討していただけるとよろしいのではないかとこのように考えます。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

ほかに何か御質問なり、御意見ございますでしょうか。

このケヤキは、それ以外の何か理由というのはいないんですか。もう枯死してしまって倒木の恐れがあるので、周辺に対する安全の確保からも、これは伐採をするということはよく理解できるんですけれども、例えば、これを伐採した機会に、そこを何か後、別の土地利用というんですか、駐車場にするとか、建てかえとか、そういうことは特に関係ないんですか。

事務局 この樹木に関しては、唯一のシンボリックな木であったことから、寺社のほうも非常に残す意向が強かったんですが、この木を伐採した後、特に駐車場等を計画できるような場所にはございませんので、このまま下草に植わっている木々等を育成していく形になっていくと思います。

なお、今回、腐朽の理由としましては、サルノコシカケ等のキノコの腐朽が大変進んでいたことから解除したもので、それ以外の理由というのは、今回はございませんでした。

以上です。

熊谷会長 はいありがとうございました。

そういうことであれば、できれば、その後にケヤキでもいいですし、何か後継樹みたいなものを植えていただくなり、あるいは区としてそういう何らかの形で、いずれ木は育ってきますから、何十年かすれば立派な木に育つような、そういう措置を考えたらいいかなと。何かそういう、今、小林委員の言われたように、伐採費までというのはちょっときついかもしれませんけれども、まずは移植できないかということで相談をしていただいて、どうしてもだめな場合は、そこに後継樹みたいな木を何らかの形で植えていただくと。そのために、例えば後継樹、そんな大きくない木であればある程度予算的な措置も今後考えていけるんじゃないかというふうに思いますので、その辺も。何か、今までの保護樹木の指定解除という非常に受け身で、所有者の方に対してもっと積極的に、こちらからフォローできてというような、そういう形をとったほうがいいかなというふうに、私の意見ですが。

それでは、いかがでしょうか。ほかに何か残りの樹木についてもよろしゅうございますでしょうか。

このケヤキの木は立派な木ですよ。ですから、できるだけ……これ何で切っちゃうんですか。ここの樹木を伐採した後に建てるということですか、新しい建築物を。つまり、新しい建築物にぶつかってしまうので切らざるを得ない、こういうことでしょうか。

事務局 左の写真を見ていただくとわかりますように、今、コの字型に建物がある状態なんです。この上にそのまま大きくコの字型ではなく四角状の建物が来る計画になっておりまして、その樹木の植わっている真上に建物が来るような計画になっています。建物自体はもう相当老朽化が進んでおりますので、建て替えはやむを得ないのかなというふうに判断いたしました。

熊谷会長 きょうはちょうど岸田委員が、建築の専門の委員の方いらしてないんで、こういう樹木を生かして建築の計画をしていただくようなことも、そういう認識のある建築のデザイナーがやれば非常にたのもしいんですけれども。この審議会も、そういう建てかえ計画時の樹木についての何か取り扱いについても、積極的にコメントをできるような、そういう前向きな審議なり、協力なり、指導ができるといいかなと思います。

というのは、この5本というのは、新宿区にとっては大変な数ですよ。1,000分の5ですから、1,050分の5ですから。だから……私としてはできるだけ残したいと思いたすけれども、今、事務局の説明があった状況で、どうしてもだめだということであれば、お認めを

いただくと言いますか……審議会の意見として、これは向こうへ伝えることはできるんですかね。

事務局 お伝えすることはできるかと思います。我々緑化計画書制度ですとか、こうした建築に際しての緑化誘導ということで、事業者とはコンタクトをとる機会がございますので、意見を申し上げることはできます。

熊谷会長 今回、いろいろな基金の整備をしたり、あるいは新宿区自体が積極的にみどりの保護に対しては打ってでるということですし、それからさらに、先ほど委員の皆様にも小委員会をつくっていただいたので、今後の保護樹木を保全していくというか、保護を続けていただくためにも、今回の伐採についてはお認めするけれども、今後そういうことについては、ぜひ審議会としてはこういうようなスタンスで取り扱っていただきたいという御意見を、向こうへお伝えするのはいいんじゃないでしょうかね。それは事務局の権限じゃなくて、審議会としてそういうふうな意見がありましたのでお伝えしますということで、そういうふうにしていただくと、委員の皆様も、ある程度納得していただけるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

みどり公園課長 それでは、そのような意見を相手方に伝えるような形にしたいと思いますので、よろしくお願いします。

熊谷会長 ありがとうございます。斉藤委員お願いします。

斉藤委員 今の委員長から言われた話しをちょっと聞いていて、やっぱり指定とか、今ある樹木について、やっぱり担保性というか、周りの土地利用を含めて、例えば老朽化した場合に建てかえがあるだろうとか、そのあたりを少し持ち主の意向も含めて情報があれば、ここ10年以内に、この辺がという話しになれば、若干余計なお世話かもしれませんが、何か考えることもできるのかもしれませんが。

熊谷会長 ありがとうございます。

吉川委員お願いいたします。

吉川委員 僕、お話しを聞いてショックを受けましたね。

というのは、普通僕らの近隣の場合、ビルのマンション、そういう建てかえの場合こういうケースがあるんですよ。ところが、僕の周りの大学というのは、みんなみどりに力を入れていますよ。こういう場合、ほかの場所に移植して、ここはやるというケースがほとんどだと思います。失礼ですが、どこの大学か知りませんが、これはひどすぎるね。大変ショックを受けました。これはぜひ審議会から何かその大学にみどりについてどう考えている

のか出していただきたいと思いますよ。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

やはり、ここの審議会の審議というのは、そこに重点があるわけで、何も申請が出たものを全部、ただ無条件で認めるんじゃなくて、それについてきちんと審議をして、それに基づいて意見なり何なりを申し上げるということにさせていただきたいので、あるいは場合によっては、条件つきで解除を認めるというようなこともあってもいいかというふうに私は思いますので、その辺ぜひ、そのように取り扱わせていただきたいと思います。

ほかに御意見ございますでしょうか。

はいどうぞ。

高橋委員 高橋です。

東京女子医大の道路に面したコンクリートの塀へ内側にソメイヨシノか何かが植わっておりまして、かなりよく花が咲くんですが、そのうち2株ほどがそうだったためかかなり枯れ込んできて、1株は明らかに花がほとんど咲かないし、道路のような角にちょっと出ている関係で、危険ではないかと思って、前回、一応事務局のほうにもお知らせしたんですが、個人がちょっと言ったぐらいでは動かない。先ほどの小林委員の話しを逆にちょっと利用させていただくと、そういうことに対して、小委員会か事務局から忠告をして、黙っているとあの枝はいずれ落ちて、落ちたら入れ込んで、あるいは処理されるということになりますが、そういうことについても、気がついた範囲内でなればいいのかとは思いますが、この委員会の1つの理由にはなろうか思いましたね。提案というか、気がついたところなんです。

なお前回の委員会に、私がちょうど都立の病院になっておりまして、ごらんのように……

熊谷会長 ありがとうございます。

今、高橋委員の御意見も十分に参考にさせていただきたいというふうに思いますので。事務局ひとつよろしく願いいたします。

みどり公園課長 私共も、ただ申請を受け付けるだけじゃなくて、移植できないとか、そのままの位置で残せないかということも申請が出た時点で改めて協議していきたいと思います。先ほどの信濃町の件につきましても、もう一度改めて相手に申し入れをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

熊谷会長 ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

今までも事務局は十分にそういうことを検討されておられることはよく存じておりますけれども、やはり事務局だけではいろいろな限界があろうかと思っておりますので、そういうときには、審議会の意見だということ相手に伝えていただければ、事務的な処理をするそういう条件ではなくて、審議この事項については、必ず審議会にかけて、そこで審議を得てからという、そういうことですから、審議をかけた結果、意見としてこういうのが強く出ましたので、それをもって、それを理解していただいて解除に応じるというような、こういう形で行っていただきたいと、そうしないと、先ほどもの小委員会をつくった意味が全然なくなってしまって、と思っておりますので、ぜひ積極的にそういう進め方をしていただきたいと思っております。

ということで、いかがでしょうか。この審議事項につきましては、保護樹木のケヤキについてはお認めいただいたと、残りの5本の慶応大学の樹木については、審議会の意見をお伝えして、それで解除についてはお認めしたということによろしいでしょうか。

近藤委員お願いいたします。

近藤委員 今の、大学の件についてなんですけれども、事務局の方も残したいわけですよね。それで交渉がちょっと難しいような場合には、じゃ小委員会とか、審議会とかを、盾にという変だけれども、その交渉の段階で、じゃ審議会に囚ってみますからちょっとお待ちくださいとか、少しもったいぶってというか、交渉に重みをつけて、そういう場合に審議会とかをもっと活用してもらったらどうかって、今、先生のおっしゃったのと同じことなんですけれども、一応解除と決めてから審議会に来ると、もしかしてもう切られちゃったとかっていうことになる危険性があるから、一応、含みを持たせておいたほうが、その場合に、審議会にかけてから返事しますとかとして、そういうふうにしておけば切られる心配がなくていいんじゃないかと思いました。

熊谷会長 おっしゃるとおりなんです。それで、これまでも、ここの審議会に挙がってくるときには、必ず審議事項で挙がっているんです。ですからおかしいんですよ。もう解除が決まっちゃった後出てくるのは。これまでも、もしそういうことであれば、審議事項じゃなくて報告事項で出てくるはずなんですけれども、事務局の認識も審議会の議を経てから決定するということなんですけれども。たまたま、年に2回ぐらいしか審議会を開くことができないので、それではとてもじゃないですけども、例えば実際に現実的な建築計画で、もう建物取り壊しとか、整地まで、次の審議会までは待てないということで、今まではどうも後手後手に回っていたということもございますので、昔は、もう既に伐採しちゃった後ここに挙がってくるといようなこともありましたので、議題としては審議事項なんですけれども、

実質的には報告事項みたいな形となっております。それについては、私も、常々ちょっと疑問を持ってきたんですが、ここで小委員会を、そのために設置するということと、相変わらず今後も審議事項として委員の方々の御意見を伺いながら慎重に進めたいというふうに考えておりますので、今の近藤委員の御意見を十分に反映させるような保護樹木の指定解除をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

みどり公園課長 今の件ですけれども、富久町については、ケヤキについては危険だという判断がありましたので事前に承認をいたしましたけれども、慶応大学のものについてはまだ承認しておりません。当然、ここの審議事項ということで、審議してからということなんで、これから相手方とできるだけの協議をしていきたいというふうにして考えております。

熊谷会長 では、高橋委員、それから副会長。

高橋委員 1つ漏らしたのは、実は、先ほど申し上げたソメイヨシノは指定樹木なんです。指定樹木であるにもかかわらず一部腐ってこのようになっているということで、先ほど、小林委員がおっしゃったように、委員会がそのものについて危険であるということをお知らせした範囲内で教えてあげるなり、あるいは費用を持つなり、先は幾つかあると思いますが、指定樹木があつた状態ではちょっと具合が悪いんじゃないかなと思います。

申し上げにくかったんですが、実は、事務局のほうに私はお電話で申し上げたんです。書類を持ってこようと思っていた日にちょうど事故に遭ったものですから、忘れてしまっておりましたが、やはり、こちらからもできる範囲内で指導ないしは協力というようなものを行われたほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。失礼しました。

熊谷会長 はいありがとうございました。

これについてもぜひ高橋委員のおっしゃるとおりに今後事務局のほうで取り扱っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

みどり公園課長 はいわかりました。

熊谷会長 副会長よろしくお願いいたします。

興水副会長 みどりの条例の第15条2項です。所有者から届け出、いろいろな理由で伐採しようとして、いろいろな申し出があつたときに届け出なさいということがあつて、その後、後ろに、特に必要と認めるときは、保護樹木等の所有者等に対して変更の要請をすることができるとあるんですが、この中身は変更の要請というのは、具体的にどういうことを想定しているわけでしょうか。

熊谷会長 いかがですか、事務局。

事務局 今、変更の内容ということでございます。よく保護樹木のある土地を所有している方が引っ越される、そうした場合に、伐採ではなくて、次に住む方にその木を譲るといような変更が私どもの今までの中では最も多くある変更でございます。

興水副会長 例えば、できるかどうかは別なんですけれども、建物の位置を少しずらしてくださいとかというそういう変更、増改築のときに。そういうのも変更を含めることがもしできるならば、この条項を使って、もう少し強く何か所有者に言えないかなと、今ふと思ったものですから相談しました。

事務局 わかりました。基本的には所有者の方が、今お話ししましたように、引っ越したですとか、あるいは亡くなられてしまって息子さんに所有権を譲るとか、そういった場合がほとんどでございまして、今、副会長のおっしゃったことについては、またちょっと若干……了解しました。

熊谷会長 ほかに何か御意見ございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。それでは、審議事項の1番、保護樹木の指定解除については、以上のとおりとさせていただきます。ありがとうございました。

◎みどりの公園基金の活用についての考え方について

熊谷会長 それでは、次の審議事項、みどりの公園基金の活用についての考え方について、事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、説明いたします。

みどり公園基金の活用の考え方についてということですが、みどり公園基金の処分は、みどりの推進審議会及び小委員会の調査審議事項です。実際に、調査審議の対象となる土地は、さまざまな形態の土地であることが予想されます。

みどりを守るということや、新たに創造するという観点からは、全く樹木のない土地であったり、商業地域の一角である小さな土地であっても、すべて必要であるというような考え方もありますけれども、一方では、基金を有効に活用するという観点からは、その土地を買うか買わないかということに関しては、透明性が高い適切な判断が求められると考えております。

みどりの推進審議会及び小委員会における基金の処分に関する審議にあつては、常に公平で客観的というような視点に立った判断が求められてくるのではないかと思います。

このような観点から、審議会または小委員会の審議におけるみどりの基金の処分については、基準をつくりまして、その基準に基づいて処分をしていく必要があるのではないかと考えております。

そこで、資料5をごらんいただきたいと思います。

資料5で、みどり公園基金の活用についての考え方をまとめてあります。

この中で、1番として、みどりの創出及び保全に資する土地である。その(1)番として、区の総合計画に定める「みどりの骨格の形成」に寄与する土地である。具体的には、「水とみどりの環」の形成に寄与する土地である。「7つの都市の森」の保全、拡充に寄与する土地である。「風の道(みどりの回廊)」及び「緑陰豊かな街路」の沿道のみどりの整備に寄与する土地である。

次に、貴重な樹木、樹林が残されており、その活用を図ることが望ましい土地を挙げております。

2番目として、公園等の拡充に資する土地ということですが、その(1)番として、公園等が不足する地域に存在する土地であるということ。

(2)番目として、既存公園等の機能向上に寄与する土地であるということ。具体的に言いますと、既存公園に隣接する土地、また接道条件が改善され、複数の出入りが可能になる土地。

(3)番目として、公園等の整備にふさわしい要件を備えた土地であるということ。例えば、敷地形状、接道状況、周辺環境などが非常に良好で、公園として整備するにふさわしい土地であるという観点を記述してあります。

3番目に、その他特別な要因を要する土地であるという。これは、例としまして、樹木、樹林の保全を取り入れた地区計画が定められている地域などのことを指しております。

今後、みどり公園基金の処分の対象地は、今御説明しました3つの項目のうち、少なくとも1つの条件を満たしているということが条件になってまいります。今後みどりの公園基金の処分の審議に当たりましては、この考え方に基つきまして、対象となる土地の調査審議をお願いしたいと考えております。

本日は、このみどり公園基金の活用についての考え方を御審議いただくとともに、御了承いただきますよう、よろしく願いいたします。

熊谷会長 以上、事務局より説明をいたしました。今の説明について、御質問なり、御意見がございましたらお願いをしたいと思います。

いかがでしょうか。

渋江委員。

渋江委員 渋江です。2番の、公園などの拡充に資する土地というのは、緑地を主とした公園ではなく、児童公園のようなものも含んだ場合になるのでしょうか。

みどり公園課長 そのとおりでございます。

渋江委員 そうすると、このみどり公園基金の活用のみどりを主体とした公園でないものの活用にも取得を検討するというふうな提案なんですか。

みどり公園課長 もともと、みどりの基金と公園基金というのが別々にありまして、統合することによって、原資も大きくなりますし、いろいろな活用ができるのではないかと。例えば、今までみどりに限られていたもの、今まで公園に限られていたものが、あわさって、どちらかでは足りなかったものも買えるかもしれないし、枠を大きくすることによって非常に有効性が増してくるのではないかと考えましたので、みどり以外の部分についても考え方というのは出てくると思いますけれども。

渋江委員 はいわかりました。ただ、一応みどりの保全する、あるいは創出するというテーマが抜けてしまわないような何か考えとしておいたほうがいいのかというふうに思います。

熊谷会長 はいありがとうございます。

ほかに何か御意見ございますでしょうか。あるいは御質問でも結構でございますけれども。はい、お願いをいたします。

北村委員 2の(3)に関しまして、公園等の整備にふさわしい要件を備えた土地であるということで、そこに敷地の形状、接道状況、周辺環境などが良好だと書いてありますんですが、もう少し具体的に、例えば敷地のサイズはどのぐらいか、形状というのは、この場合どういう形状を指すのか、接道状況というのは、例えば安全性を考えての問題か、その辺もうちょっと詳しく教えていただけないでしょうか。

熊谷会長 ただいまの北村委員の御質問に対して事務局お願いいたします。

みどり公園課長 特に具体的な想定はしておりません。土地というのは、こっちが欲しいところを買えるのではなくて、逆に、こういうところがあるよというところからスタートするのがほとんどではないかと思っておりますけれども、その中で、幾つも挙がったときにどのように選ぶかという基準と考えております。敷地形状というのは、公園だとか、緑を残すのにふさわしい敷地かどうか、ちょっとあいまいかもしれませんが、その土地が出てきてみないと、これが本当にそうかどうかというのは、今、例を出して具体的には難しいのかなと。接

道で言えば、公園が利用しやすいとか、避難だとか誘導を考えると2カ所以上に接しているとかということは考えられると思います。

もう一つ、周辺環境というのは、例えば公園が全く不足している土地ですとか、逆にすごく環境がよくて、それを守りたい土地ですとかというのはあるかなと考えますけれども。

熊谷会長 いかがでしょうか。北村委員よろしゅうございますか。

北村委員 ということは、出たところ勝負ということになりますけれども、ある程度目標を決めておかないと、幾つかの候補地が出たときに、どれにするかという順位が決まらないと思うんです。ですから、必ずしも、厳格にこうでなければいけないというしゃくし定規な規格ではなくて、大体この辺を目標にするということを内部的に決めておかれたほうが、私はよからうと思います。

熊谷会長 ありがとうございます。

今の北村委員の御意見を十分に参考にさせていただいて、今後進めさせていただきたいと思しますので、事務局よろしく願いをいたします。

ほかに御質問ございますか。

小林委員お願いいたします。

小林委員 小林でございます。

私は、2点ほど教えていただきたいと、こう思います。その前に、意見と言いますか、考えていることを申し上げます。

みどりというと、やはり、みどりを見て怒る区民はいないと思うんです。ですから、心が安らいだり、みどりをやっばし広げようと、多くしようという、そういう区民の方は多いと思います。

そこで、今説明をしていただきました。ありがとうございます。これから2点ほど教えていただきたいと思えます。

1つは、2番の公園等という「等」という言葉があります。例えば、(1)は、公園等、これは新しく求める公園等のことをいうと思うんです。それで(2)番は、既存の公園等ですけれども、ここでお聞きしたいのは、公園の広さ、対象とする広さに何か制限があるかどうかというのを1点お聞きいたします。

それから、お聞きする2点目なんですけれども、3番でその他特別な要因という項目があって、中身で、地区計画が定められている地域という、こういう文言があります。ここに計画外の扱いはどう考えられるのかお聞きしたいんです。計画外も対象とするのか否か、要す

るに、書いた地区計画が定められているところしか対象としないかどうかということも2点目はお聞きしたいんです。その2点を教えていただきたいと思います。

熊谷会長 はい事務局お願いをいたします。

みどり公園課長 まず第1点目の、広さの制限はあるかということなんですけれども、特にこれはございません。新宿区の公園は小さい公園がかなり多いんですけれども、なかなか土地の値段が高くて買えない現状があります。公園が必要だと、みどりを残すことが必要だと判断をした時点で、小さいか大きいかはその中で審議をしていく話しかないと考えます。

もう1点の、地区計画に定められているか定められていないかということで、定められていないところは買わないのかと、決してそんなことはありません。例えば全く同じ条件の土地が2つ出てきたときに、それが地区計画にかかっている土地とにかかってない土地だったら、優先順位としてはかかっている土地のほうが上なのかなと、そういうような1つの基準でございませう。そのようにして考えていただければいいのかなと。

小林委員 ありがとうございます。

熊谷会長 ほかにございませうか。

吉川委員お願いします。

吉川委員 確かに、公園は小さいところが多ございませう。これはもう言うなれば、新宿区そのものの問題になってくるので、公園云々申し上げてもなかなか解決する問題じゃございませうが、公園は、では大きいから大きいほどいいのかということ決して僕はそうじゃないと思ひませうね。それは、小さいなら小さいなりに運営と、それともう一つ思ひのは、何年も同じ設備のまま、例えばすべり台、すべり台なら一直線にすつとすべってくるすべり台、あるいは砂場、ベンチ等、ずつと何でも同じものを設定したままになっておひませう。小さければ小さいなりにその設備を改善することによって住民の興味を引くような、また、喜ぶような設備に逐次変えて、小さければ小さいなりに利用できる公園をつくり上げていく。そういうことも必要じゃないかと思ひませうので、みどりとはい関係ないかもしりませうが、公園の運営の仕方について、また設備の更新について、ひとつお願ひしたいと思ひませうして発言させていだきませう。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

いかがでせうか。これは今回みどりの基金と、それから公園整備基金という2つの基金を統合して、より柔軟でかつ効果的な、効率的な運営を図りたいということの基本的な考え

方をお示ししていると思いますので、実際には、その基金を運用に当たっては、この小委員会なり、あるいは審議会で委員の方々に十分にご審議をいただくということになるろうかと思っておりますので、本日のところは、この大きな1番、2番、3番、それ以外に何か不足しているものがあれば御意見をいただければと思いますが、何かございますでしょうか。

齊藤委員お願いします。

齊藤委員 私もこれでいいのかなというふうに思います。都市計画決定とか、都市計画だと、やはり面積とかいろいろな法律的にかけますけれども、これはやっぱり駅付近ベースでやっていくということなので、やっぱり都市計画決定した公園だけれども30年、50年たたないと、用地が全部そろわないとか、そういうところにやる話しじゃないので、やっぱり寄附者の意向もあるのかなと思ってみたり、あとやっぱり建築と違って、これだけのさら地がないとか、こういう機能のものがつくれませんというのとちょっと違って、先ほど吉川委員もおっしゃられていましたけれども、小さいスペースでもその辺の使い方もあるわけで、まずは、木があるかなかりょうが、オープンスペースとか空き地であるとか、それともさっきの保存樹木のように、立派な木があるところだからどんなに小さくてもいいとか、そういう割としゃくし定規じゃない形でうまく運用されるということがベースにお互いに理解されていれば、むしろやわらかくやったほうがいいような気がいたしました。感想ですけれども。

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、いかがでしょうか。高橋委員お願いいたします。

高橋委員 以前に1回話しが出たと思いますけれども、今回の契約の中には、道路の部分と言いますか、並木とか、あるいは区分帯とか、そういう部分が公園ではないのかもしれませんが、以前はみどりの公園という形で処理されたことがあります。今回は、外されているわけですけれども。

熊谷会長 事務局いかがですか。

みどり公園課長 道路という位置づけですと、もともと道路なんで、道路法という法律のもとに管理しますので、公園にする話しにはならないのかなと。道路上になっている民地でしたら、そこを含めて検討する価値はあると思いますけれども。

高橋委員 すみません、言葉足らなくて。街路樹の公園の樹木のような形で考えることはできないかという……

みどり公園課長 それは維持管理をするということですか。街路樹をみどり公園基金で買うというようなことなんですか。ちょっと意図が図りかねますけれども。

高橋委員 3回ぐらい前のときにおやりになったのですけれども、要するに街路樹も含めて町のみどりというのを考えたほうがいいんじゃないかということがありまして、その延長上のものがどこかに残っているのかなと思ってちょっと見たんですけれども。

事務局 すみません理解しました。

熊谷会長 はいどうぞ。

事務局 お手元の資料5の1、みどりの創出及び保全に資する土地であるの(1)の総合計画に定める「みどりの骨格の形成」に寄与する土地の中に1、2、3番目の点、「風の道(みどりの回廊)及び「緑陰豊かな街路」の沿道のみどりの整備に寄与する土地という表記がございます。これは、今多分こういうことをおっしゃりたかったのかなと思うんですけれども、街路樹ですとか、そういった道路上のみどりが既存等、あるいは今後計画等がある場合に、それに隣接するような土地等があれば、積極的に基金を活用して取得して、道路と一体となったみどりをつくっていきたいというふうに考えてございまして、そうした土地は、今回のこの基金で積極的に活用していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

高橋委員 結構です。全般だけ見て、ここはちょっと根づいておりません。ぜひ説明していただきたいと思います。

熊谷会長 ほかにございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、みどりの公園基金の活用についての考え方については、原案どおりお認めをいただいたということにさせていただきます。

◎みどりの公園基金の処分について

①下落合二丁目

②内藤町

熊谷会長 それでは、次の審議事項に移らせていただきます。

みどりの公園基金の処分について、1番目の下落合二丁目の案件について事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは説明させていただきます。

最初は、下落合二丁目の土地についてです。

早速、みどり公園基金活用についての考え方をもとにこの土地を取得したいと考えており

ます。

資料6をごらんください。

この土地につきましては、先に行われた平成21年1月9日の第2回みどりの推進審議会で土地の取得について、公務員宿舎の土地とあわせて御説明をさせていただいたところですが、本日はみどり公園基金の処分について御審議をお願いしたいと考えております。

初めに、土地の概要について、映像を交えて担当よりご説明いたしますので、またちょっと明かりを暗くさせていただきます。

(パワーポイント使用)

事務局 事務局の依田です。よろしくお願いたします。

こちら下落合二丁目で、区立おとめ山公園の隣接地になります。駅で言いますと目白駅と高田馬場駅の間に位置いたします。

こちらですが、現在のおとめ山公園の現況です。こちらは沿道とか、現地の様子です。これは少し高台にある現地の様子になります。こちらが下のほうの池です。池と東屋の様子です。これが上流の湧き水のある池とその周りの樹林の様子。これが現在のおとめ山公園の状況です。

これが、本件用地の位置関係です。みどり色で塗った部分が現在のおとめ山公園の区域です。青色の部分が、国家公務員宿舎で買収予定の場所となります。この赤い部分が今回の隣接する民有地になります。面積が1,307.4㎡、ちょうど将来の区民ふれあいの森の中心に位置しております。

こちら航空写真の様子です。この赤い位置が本件地になります。青い土地と赤い土地を取得しますと、公園の面積が、現在1.4ヘクタールのところが拡張後は2.6ヘクタールになります。

こちら敷地の現状です。現在鉄筋コンクリートの集合住宅が建っております。

こちらが、別の角度から見た建物になります。かなり堅固な建物が現在建っております。この建物の奥の敷地内にある庭の様子です。芝生とともに樹林も大変豊富で、保護樹木も5本この中で指定しております。

これは保護樹木の1つスダジイの大木です。幹周り143cmになります。

こちらも保護樹木のスダジイの木ですが、4本の株立ちで、非常にみどりのボリュームがある木になります。

今の木の根元の様子です。それぞれの幹の太さが120cmから太いものは150cmあります。

こちらおとめ山公園との境の様子です。おとめ山公園側から撮った写真です。現在、高い塀でこのように土地は仕切られておりますが、用地を取得しますと、公園と一体的にみどりがつながる形になります。

土地の概要についての説明は以上です。

照明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、次に、このみどり公園基金を活用する理由について御説明いたします。

先ほど御審議いただいております資料5に基づいて活用についての考え方を摂理させていただきます。

第1の理由といたしまして、みどりの創出及び保全に資する土地というのに該当いたします。

総合計画に定めるみどりの骨格の形成に寄与する土地で、7つの都市の森の落合斜面緑地のみどりの保全拡充に寄与する土地で考えられること。

第2番目の理由といたしまして、公園等の拡充に資する土地に該当し、既存公園に隣接する土地であり、既存公園と、取得が予定されている国家公務員宿舎の土地とあわせる土地の中央に位置し、将来の公園整備のかなめとなる土地であると考えられます。

これらを理由に、みどり公園基金を活用することに適した土地であると考えております。

これまでの経緯ですけれども、平成20年、昨年7月、土地の取得について、土地所有者と交渉をしております。昨年11月に都市計画決定及び告示をしております。12月に土地所有者との売買契約を締結しております。これは、新宿区土地開発公社による取得、今年度新宿区が買い戻しをするという仕切りになっております。今後の予定としまして、今現在もとの売り主の方が住んでおられるので、21年12月に土地開発公社より新宿区が土地を取得し、平成22年度より公園整備の設計を開始するという予定になっております。

以上、新宿区下落合二丁目の土地に関して、みどりの公園基金についての処分について御審議をお願いいたします。

熊谷会長 今の御説明について、御意見などありましたらちょうだいしたいと思います。

北村委員お願いいたします。

北村委員 1つ大事な点が抜けていると思うんですが、取得は大変結構なんですけれども、これに要する基金は幾らなんでしょうか。

熊谷会長 事務局お願いいたします。

事務局 お答えします。

土地の買い戻しに際しましては、まず、都市計画交付金、そして起債により財源を確保していきます。そのうえで、不足する10億円をみどり公園基金で充てようと現在検討しております。

熊谷会長 よろしゅうございますか。

それでは、土屋委員お願いいたします。

土屋委員 ちょっとお伺いしたいのが、金額についてなんですけれども、まず価格の適正性というのは、どのようなフィルターを通過しているのかなど。で、そのための公社なのかもしれませんけれども、私、あの写真を見たときに、一番最初に感じたのは、解体費が物すごくかかるだろうなど。恐らくさら地で購入する場合であれば、例えば、その土地の価格、例えば取り引き価格であったり、そういったものを踏まえた上である程度自然価格を反映できると思うんですが、あの建物を解体するだけで多分僕の感覚だと三、四千万ぐらいかかるんじゃないかなど。そういったときに、じゃこの金額を、例えば、この土地をこの金額で買いますという判断というのは一体だれがジャッジしたのか。あと、基金に対して、私はちょっと見込んだようで申しわけないんですが、あくまでも土地取得価格だけがその基金に対して提供されるのか、それともそれを、例えば具体的な公園とか、そういうものに対して変形、形を変えていくものに対しても使われるのか、そういったものの取得だけでとまって、あとは新宿区の、例えば整備か何かの予算に組み込まれるのか、そのあたりがちょっと見えなかったので、ちょっと御説明をお願いしたいなど。

熊谷会長 事務局お願いいたします。

事務局 土地の関係でお答えいたします。

土地の価格については、区から不動産鑑定評価を依頼しております。具体的には、公示地価、東京都の基準値、そして、近傍の取引事例地をもとに、取引事例比較法という方法で算出しております。新宿区の中に、公有財産運用・価格審査会という組織がありますので、こちらの機関にかけまして、価格の適正性は評価しております。

この土地に関しましては、その他に移転補償等かかっておりますが、基金を充当するのはあくまでも土地の代金ということで考えております。

土屋委員 この基金の、例えば使途で、この土地を、例えばこの目的で、この金額で買いますよというジャッジなんですけれども、今の流れですと、いわゆる公社が入っていると。公社は既に価格を購入している。今度基金をこれで使いますと言ったときに、いやそれは高いん

じゃないか、おかしいんじゃないかとかというものが出てきたときに、一体どうなるのか。例えば、その基金に対するこの委員会の立場とか。だから、例えばそういう意味で言うと、既を買ってしまったから、公社を買ってしまったからしょうがないという形で議題にのせられても、いろいろ話は出ますけれども、最終的にはしょうがないですねで終わってしまうのか、それとも、逆に例えば間が入ったとしても、最終的に基金が決まったのであれば、例えばその基金に対する意見を申し述べる人間がある程度早い段階で関与してないとおかしいんじゃないかなと私は思うんですけれども。

熊谷会長 ごもったもな御意見だと思いますけれどもいかがでしょうか。

みどり公園課長 公園用地として取得するときに、公社が買うというのは、買う前にはもうこういう審議会でこの土地を買いますという審議はしていただいて、それから手法として公社で買うというような形になっていると思うんですけれども。正式な金額は我々のところで決めるのではなくて、区の担当の部署で適正な価格を審査して決めるという形になっています。今回は、基金をこういうふうに、こういう流れのもとで活用しますというような形の審査になるというような気がするんですけれども。

熊谷会長 今の点については、もう少し整理をしていただいて、今ではなくても結構ですので、委員の方々に回答していただければと思います。他部局との関係もありますし、適正価格というのは非常に慎重に扱ったほうがいいと思いますので、御意見としては、審議会としては、購入するに当たって基金を投入する場合に、それがきちんと適正であるかどうかについての何かそれなりの説明がないと審議が進まないという御意見ですので、それについて、適正であるかどうかについてきちんと説明をしていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

それと、土屋委員の後半の土地の購入以外に、整備に関してとか、それについても、基金を投入できるのかどうかについてはいかがでしょうか。

みどり公園課長 基金を公園とか、その土地の整備については使えることにはなっていますけれども、どういう使い方を、それで使うのか区の経費で使うのか、その辺はまだ使った例がないので、ここの場合についてもまだ決まってないということです。

土屋委員 初めてのことなので、いろいろ難しいのは十分わかりますので、私が申し上げたいのは、まずフローをはっきりとしていただきたい。例えば、こういうものを購入するときは、どういうフローで審議がされて、例えばそれに対して審議会のほうはどのようなタイミングで、どういうことができるのか。例えば、私すみません読み込んでないので申しわけないんです

が、例えば拒否権がない人間が何を言ってもしょうがないとかいうことであるんだったら、せめて説明していただきたい、了解させていただきたい。そうじゃなくて拒否権があるんですよと言ったら、またさらにかなり強い責任のある発言をしなければいけないですし、だからどのタイミングで、どういうフローでそういうものが決まって、それに対して審議会のほうがどういうことをしなければいけないということを明確にもうちょっとしていただきたいなという意見です。

熊谷会長 ありがとうございます。

一応資料2の、新宿区みどりの公園基金条例の1条に、土地の取得及び公園等の建設、改修、その他の整備を行い、もって区内におけるみどりの創出及び保全並びに公園等の充実に資するためと書いてございますので、取得だけでなく、建設とか改修とか、整備についても、今、事務局がお答えしたように使えることにはなっております。ただ、基本的には、今、土屋委員から御質問あったように、今回は初めてのケースでございますので、あくまでも慎重に事を進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

特に、この土地自体について、何か御意見等はございますか。

私は、非常にここの一体の、おとめ山を中心にした緑地の結構コアな部分にはなろうかと思っておりますので、みどりの審議会としては、その土地の購入に関しては、むしろ積極的に購入をされたらどうかという、そういう御意見が多いのではないかと思いますので。

これに続いて、周辺の宿舍の購入等については、今、進行中というふうに考えてよろしいですか。

事務局 宿舍の状況ですが、現在交渉中で、来年度1カ所と、翌々年度、23年度に2カ所、買収予定で今交渉が進んでおります。

熊谷会長 ありがとうございます。

そういうことで、今回のこの基金の投入によって、さらに周辺の土地の取得ということにも波及効果があって、より総合的なみどりの保全の機能が発揮できるのではないかというふうに思っておりますので。いかがでしょうか、お認めいただけますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、原案どおり、下落合二丁目についてはお認めをいただいたということにさせて

いただきます。

次に、内藤町についてお願いをしたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、説明いたします。

もう1件、内藤町ということで土地の取得の話がありますので、それについて御説明します。

資料7をごらんください。

この土地には、後で絵を見ていただきますけれども、ケヤキの大木がございます。これについて、平成16年3月に一度指定解除がありましたけれども、平成19年7月に、再度保護指定をした経緯があります。御記憶の方もいらっしゃるかもしれませんが、その概要について、映像を含めまして担当のほうより説明させていただきます。

(パワーポイント使用)

事務局 それでは、対象地について御説明いたします。

まず土地の概要について御説明をいたします。

所在地は、新宿区内藤町にあります。閑静な住宅地域にございまして、今回の敷地の西側には新宿御苑が広がっております。

敷地の北西の角にケヤキの大木がございます。これは、区内の民有地にございますケヤキとしては、最も太いものと考えられております。幹周りは3.44メートルでございます。

このケヤキは、開発によって伐採されるところを周辺の住民の方の働きかけによって保護されてきた経緯がございます。この写真のちょうど正面が新宿御苑になっております。

土地の面積は122.88平方メートルで、大変小さい敷地ではありますが、敷地の形状はほぼ長方形になっております。現況といたしましては、ケヤキの木が1本あるのみで、残りはさら地となっております。

この土地を取得できましたらば、今後の整備方針といたしましては、ポケットパーク的な公園として整備していきたいと考えております。

土地の周辺の様子です。

道路と敷地の間に高低差がございますけれども、これにつきましては、既に自然石を使いまして土どめ等を設けてございます。まだ若干植栽等もされております。

この写真は、昨年9月に撮ったケヤキの木の様子です。落葉する前のものがございます。

同じく別の角度から撮ったもので、正面が新宿御苑という角度の写真でございます。

現在は、個人の方が所有しております。

説明につきましては以上です。

みどり公園課長 それでは、次にみどり公園基金を活用する理由について御説明いたします。

先ほど御審議いただきました資料5、みどり公園基金の活用についての考え方にに基づきまして整理をさせていただきますと、第1の理由として、みどりの創出及び保全に資する土地に該当いたします。総合計画に定める「みどりの骨格の形成」に寄与する土地で、7つの都市の森「新宿御苑周辺」のみどりの保全・拡充に寄与する土地であると考えられます。

第2の理由として、貴重な樹木が残されており、その活用が望ましい土地である。今御説明したように、区内で最大級のケヤキがあるということ、またそれが地域のシンボルツリーになっているということが挙げられます。

また、その他特別な要因といたしまして、内藤町は既存樹木の保全と緑化の推進を取り入れた地区計画が定められております。その点も考慮する必要があると考えております。

最後に今後の予定ですけれども、この審議会の後、今月中下旬以降、取得について土地所有者と交渉を行います。6月の第2回区議会定例会に、みどり公園基金の処分及び公園整備に係る補正予算（案）を提出いたします。そして、7月に公園用地として土地を取得する。今年度中に公園の設計を開始する。

以上のような予定になっております。

つきまして、この土地に関しての、みどり公園基金の処分について御審議をお願いいたします。

熊谷会長 それでは、ただいまの内藤町の案件について御説明をいたしましたので、何か御質問なり、御意見があればお伺いしたいと思います。

いかがでしょうか。

副会長お願いいたします。

興水副会長 基本的には、皆さん御賛成だろうと思うのですが、少し整理しておかなきゃいけない話も含まれているのかなという気がいたしました。

何かと申しますと、先ほど話題になりました保護樹木にかかると思うんですけれども、今、当該敷地に保護樹木があるわけですね。ですから、結果的にこの保護樹木が土地を取得することによって保護されると。保護樹木の保護のための土地取得であるというふうにも見ることができそうですね。そうしますと、じゃほかにも似たような案件が出てくる可能性は幾らでもあるんですね。保護樹木があつて、その土地が何か相続が発生して売買されると、そ

これを何とか周辺の住民の方が区で取得してくれないかというようなことが、要請があったときに、じゃこの基金を処分をして、同じような事例が過去にあったじゃないかということにもなる。となると、この基金を処分する話しの中身の1つとして、公園の用地の取得と同時に保護樹木の保護という話しも入ってきているんですね。ですからその辺の話しを、今後、今後少し整理しておく必要があるかなと思います。保護樹木の保護のためにこの基金が有効に使えるということにもなると、そういう気がするんですね。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

大変な重要な指摘で、私もちょっと申し上げようと思っていたんですけども、先ほどの例の慶応大学の立派な木についても、多分周辺の住民の方がその木についてかなり愛着を持っておられる可能性も私はあると思うんです。ですから、そういうことについても、審議会で十分に保護樹木に対して保全を図っていただくということを強く意見として申し上げなければならぬ。ある意味では、この審議会というのは、区民のいろいろなみどりに対する思いを代弁する審議会でも私はあると思いますので、その延長線で、今、副会長も言われた、場合によっては保護樹木を保全するためには区が何らかの形で購入したり、あるいは移植したり、いろいろな手立てができるということがあれば、いわゆる所有者に対して、かなり審議会としても強く意見を申し述べることができるんじゃないかというふうに思いますので、そういう意味では、今回の、この事例というのは大変象徴的な事例かなと思います。

何か御質問部分があったら伺いたいと思いますが。

(「このケヤキは樹高はどのくらいありますか、何メートルぐらい」と呼ぶ者あり)

事務局 推察ですけれども15メートルくらいはあるかと思います。

熊谷会長 斉藤委員お願いいたします。

斉藤委員 副会長からもあったんですけども、私は、この土地の値段が公正化とか、そういうことはちょっと全然わからないのですが、やっぱり基金を崩して運用益が今ないときに、どこに投資するかといったときに、土地を買って、みどりに資する土地を担保させるというところかと思うんですが、これで買った土地が、オープンスペースとか緑地として必ず担保されるという保障とか、それから、特にこれの場合は、ケヤキ、巨木があるということであれば、50年とか100年後に、ちゃんと後継樹があるのかとか、そういう計画をむしろ、普通ポケットパークの公園だと、もちろんデザインとかいろいろなパターンがあって、そういう既存の木があると活用したデザインをつくれますけれども、そもそもの取得の意味が都市計

画決定されている公園を取得、税金で買っているものとちょっと違うということになると、それなりの別なデザインとか、そういうものと結びつくような話もあったりするのかなど。あと、十分がやっぱり大事にしているという意味であれば、トラストみたいなものとか、ある程度地域の人がある程度負担してそこで活動するとか、そういういろいろな可能性が確かにあるなという気がしました。

熊谷会長 ありがとうございます。

副会長の意見にしても、それから斉藤委員の意見にしても、非常にこれはシンボリックな事例ですので、積極的に新宿区のみどりに対する前向きな取り組みを、前向きに取り組んでいただきたいということでございますので、会長の私からも、事務局ぜひ積極的に攻めの論理でお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。ほかに何かございます……

近藤委員お願いいたします。

近藤委員 ちょっと、ただ単に好奇心で聞きたいだけですが、この土地の価格ってどのくらいなんですか。もし聞いてもよければ答えていただき……だめだったらいいんですけども。

熊谷会長 いかがでしょうか事務局。答えられる範囲で、これからいろいろまだ作業と言いますか、それが進むと思うんですが、いかがでしょうか。答えられる範囲で結構ですよ。

事務局 金額に関しましては、現在、鑑定評価にかけているところです。

ちょっと先ほどの土屋委員の御意見の中で、基金処分のフローについて伺いたしたいと。

実は、先ほどの下落合二丁目のときには、実はこのフローが恥ずかしながらまだはっきりしていなかったんですが。実は内藤町の件が、実は最近、その後の物件なんですけれども、このときには、実は我々フローをしっかりと確定いたしました。

それについて若干申し上げますと、まず、こういった出物の土地があった場合に、まず我々は部内で検討いたします。ふるいにかけて、次に区の大きな会議にかけます。その中で、本当に必要か、取得が必要かどうかということ判断いたします。そのふるいにかかってきたものがここの審議会に御審議いただくということでございます。ですから、この場でだめだということであれば、もうこの土地の取得はないものというふうに考えていただきたいと思っております。この場の審議で御審議いただきまして、基金の活用の対象地として適切だということであれば、初めて土地の所有者と価格ですとか、その他の要件につきまして交渉をします。ですので、今、近藤委員からございました価格については、これは所有者が非常に高い金額を提示してきた場合には、先ほど御説明させていただきましたように、区の適正

価格を超えてしまいますので、これは取得できないということになります。仮に、取得交渉いたしまして、先ほどの公有財産運用価格審査会等からも審査していただきまして、価格が適正だということであれば、今度再び部内の大きな会議にかけまして、そこで最終的な判断をする、こういうフローを考えてございます。ちょっと補足をさせていただきました。

以上でございます。

熊谷会長 小林委員お願いいたします。

小林委員 小林でございます。

私は、こう考えるんです。今資料6と資料7を説明していただきました。説明していただいたことを大変ありがとうございました。

そこで、基金の公園基金の処分について、多い区は2つ考えなければいけないと思うんです。1つは、基金の扱いについて、次には、入手した公園等についての考えがあると思うんです。ここでは、私は1つ申し上げたいのは、公園基金の処分につきまして、やはりただ公園や土地を入手すればいいということではなくて、将来的なことを十分考えて、やはり入手する段階で、適正な処分の仕方をしなければいけないというように考えます。特に、限られた基金ですから、これをいかに有効に処分するか。お金を使うか。そして、使ったお金がその以後生きてくるような公園等の入手でなければいけないと、こういうふうに考えるんです。そういうことを踏まえますと、やはり基金の処分について、既に基金を活用する理由等が挙がっているわけでありましてけれども、より具体的に基準等を定めるということも必要でしょうし、この審議会においても、その辺を慎重に審議していかなければいけないのではないかとこのように考えます。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございました。

今の御意見についてはいかがでしょうか。

今後、そういうことを考えるべきだという御意見ですよね。それをつくってからでないと、この案件については審議できないと、こういう御意見ではないですよね。

小林委員 そうです。

熊谷会長 はい。

高橋委員お願いいたします。

高橋委員 もう1案のほうに関してですけれども、現在ある建物を取り払うことに対して、土屋委員から相当な金額がかかるという話がありましたけれども、例えば建物の屋上を使っ

て屋上緑化の実験をすとか、側面を使って壁面緑化の研究をすとか、内部を使って、さまざまな展示ないしは行事を行うとか、というようなことを検討されたのかどうか、あるいは、その建物のある周辺なども一緒に配慮をして、それも取り込んでできないものかと。

私は、実は、あそこに年に何回か参りますけれども、水が湧いているところとか、非常に現在でも多面的に学習できる場所なんですけど、それを、あの建物を壊してしまわないでも、壊すのが多分非常にお金がかかってということから来ているんですけども、そのかわりに、もう少し、必ずしも全部みどりにしてしまわなくても私はできるのではなかろうかという、現在は、そういう方面の研究者とか組織がたくさんありますので、その辺とも相談をする、あるいはここにも委員でもそういう方がいらっしゃるわけですので、そういう方々と検討なさることもあってよかったんじゃないかなというような気がいたします。

熊谷会長 ありがとうございます。

今の高橋委員の大変貴重な御意見、御質問なんですけれども、ちょっとその前に、内藤町について審議を終了させていただきたいと思っておりますのでいかがでしょうか。原案どおりでお認めいただいてよろしゅうございますでしょうか。

(「いいです」と呼ぶ者あり)

熊谷会長 それでは、内藤町について、みどりの公園基金のほうで処分に該当する案件だと審議会はお認めをしていただいたということにさせていただきます。

ありがとうございます。

それでは、今、高橋委員の御意見に対して、事務局のほうでは、お答えしていただければと思います。

みどり公園課長 高橋委員の質問にお答えいたしますけれども、まず建物がマンション的な建物で、そのまま公共的な建物に使えるかというとなかなか難しい。はっきり言って、使えるかどうかというような検討はしていませんけれども、状況から見るとそういうところもある。

それから、先ほどの写真にありましたけれども、庭の部分の擁壁になっている部分がブロック擁壁なんです。非常に危ないというところがあります。その辺も改修しなければいけない。いろいろなことを考えますと、やはり壊さざるを得ないのかなと考えております。ただ、貴重な御意見をいただきましたので、買うまでには時間がありますので、それは考えてみたいなと思います。

熊谷会長 渋江委員お願いをいたします。

渋江委員 これまでの意見と多少重なる部分もあるんですけども、今後、最初に土屋委員が

おっしゃった基金処分のフローというのを、やはり初めての事例ですし、大変貴重な緑地を取得できると思うんですけれども、これを生かすために、基金を有効に利用するために、やはりちょっと漠然とした部分があるので、そのフローをしっかりと我々に見える形にさせていただきたいというのがありまして、改めて、その金額の適正性について、どこが判断をするのかをフローの中に改めて示していただきたいと。

それから、今回、内藤町がケヤキだったんですけれども、ケヤキをシンボルツリーとすると。斉藤委員の御意見にあったように、今後50年間、100年間に、そのシンボルツリーとして公園を取得したので、5年後に病死してしまっただけでは取得した意義が薄れてしまうというので、そのケヤキをシンボルツリーとして存続できるか判断するのがどこなのか、だれが判断するのか、そういったのもフローの中に入れていただきたいなと思います。

それから、最後に、基金が公園用地として土地を取得した後、公園の設計が平成21年度になっていますけれども、基金が有効に利用される設計であるのかどうか、それを確認する作業がこの審議会のところに何か入ってくるのか否か。その辺をまたフローの中に入れていただければありがたいと思います。

熊谷会長 事務局お願いします。

みどり公園課長 今の質問にお答えします。

フローの話ですけれども、それは基金を活用するまでの流れのフローであって、つくってからをどうこうするというフローではないというふうにして考えます。

洪江委員 2つでもいいんですけれども、やはりその後どうするのかというのも大事だと思うんですね。

みどり公園課長 はいわかりました。基本的には、公園用地として買ったので、ずっと公園用地として残ります。

それと最近のつくり方としては、公園の整備をするときに、地元の方に集まっていただいて、どういう公園にしていくか、ここについては非常に地元の方々がみどりに関心が強くて、そのことにより、この土地をめぐる紛争があって、それによって、結果的に残ったみたいな状況がございます。そのことも含めて、樹木のためにいいような整備をしていこうと私どもは考えております。

どういう形になるか地元の方たちと御相談して、こういうような形の公園にしますよという形、絵ができた時点で、またこの審議会に御報告はさせていただくようになると思いますので、その点はよろしくをお願いします。

私どもは、基本的には、木はずっと残していきたい、ただそのためには、適正な管理もしていかなきゃいけないということと、私どもの課がまちの方と一緒にあって、この木を守っていくというような形になると思います。

洪江委員 ありがとうございます。

熊谷会長 ほかにございますか。

みどり公園課長 フローは、まとめたものを次回の審議会でもう少し整理をしまして、お出しできると考えております。

熊谷会長 ほかにございますでしょうか。

齊藤委員。

齊藤委員 たびたび概念的な話しで申しわけないですけれども、縮小の社会と言って、商店街とかが歯抜けになったり、まちが歯抜けになったりしているわけですね。ここの土地も、要するにさら地にして、買って何か建てるだけの逆に予算がないとか、そういう状況もあるんだと思うんですけれども、この手のものが、これからだんだん少しずつ出てくるんだと思うんですが、逆に、そのときにこういう内藤町みたいなどころがあるからこそ、周りに住民がずっとそこにいるというようなことが多分50年後とか、そのときに、公園という言い方が正しいのかどうかというのがちょっとわからないと思うんです。だから、都市はどんどんどんどんスクロールしているときは、建物だけだと大変なんで、やっぱり公園というのは、一定の面積が必要だということをつくってきていますけれども、縮小するかもしれないと言ったときに、やっぱりそこに立っている木、何百年の木とか、そういうものの価値というのはそれを必至に残すことの価値がもちろんあるんですけれども、やっぱりそこに人が絡んでいて、逆に歯抜けになるんだけれどもそういうものがあるから、そこにずっとコミュニティーがあるみたいな、そういうふうになんか少しずつ変わっていくのかなというあたりがちょっと気になるというか、それは公園行政とかも多分いずれそういうふうになるのかなというふうな、私ちょっと思っているんですが。ちょっと概念的な話しで申しわけないんですけれども、コメントです。

熊谷会長 ほかに何かございますでしょうか。

ありがとうございました。初めての案件を非常に大所高所、さらには細部にわたって御意見をいただきまして大変参考になりました。ありがとうございました。

ただ、この審議会でも御審議いただくのは、取得をしたらどうかという話しではなくて、その土地が、この審議会でもみどりの保全とか、あるいは公園とか、あるいはより将来を含め

た環境として、区民にとって非常に価値があるかどうか、あるいはその発展性があるかどうか、今、斉藤委員の言われたような内容も含めて、みどり全体にわたって広い見地からいろいろ御審議をいただいて、その土地は、適切であると、こういう御審議をいただく場だというふうに私は思っております。ですから、逆に言いますと、そこについてのいろいろな審議会の御意見をいただいたら、それをきちんと事務局を通じて、それなりの部局にお伝えをして、そういう条件のもとに審議会を、内容について、中身については、こういう条件つきでお認めをいたしましたという形になろうかと思えます。とりあえず最終的な購入の是非については、ここで判断じゃなくて、ちゃんと議会を通じて、最終的には区長がよしと、こういうことですから、そこまでの判断。あるいは価格についても、ここで価格が高いとか低いということは別に審議しなくてもいいのではないかというふうに思いますので、ただ、私これから考えていただきたいのは、委員の方々が十分にその所有者なり、周辺の住民とか、そういうことの意味をきちんと正しく把握して、そういう条件のもとに、この審議会にこういう土地であるということを説明していただければ、内容について、先ほどの3つの一応考え方について御意見をいただけるというふうに思いますし。

それから、この審議会では、現在の状況だけではなくて、将来についてこういうような利用とか、こういうような整備とか、管理ということも含めて御意見をいただけたらというふうに、それも含めて、それなりの部署へ、審議会の意見として提出するということになるかなと思いますので、今後ともひとつよろしく御審議をいただきたいというふうに思います。

また、次回になりますけれども、フローとか、決定の権限とか、どの辺がというのを事務局に整理していただいて、御提示していただければと思います。

ちょっと時間が押しておりますので、よろしければ報告事項に移らせていただきますがよろしいでしょうか。

(うなづく者あり)

熊谷会長 ありがとうございます。

◎保護樹木制度の拡充について

熊谷会長 それでは、報告事項の1番、保護樹木制度の拡充についてお願いいたします。

事務局 それでは、報告事項の1番目、保護樹木制度の拡充についてを簡単に報告させていただきます。

お手元の資料8をごらんください。

こちらは、みどりの基本計画の中で、特に今後力を入れて取り組んでいく重点的な取り組みとして掲げて、今年度事業化する事業になります。次回の審議会で具体的な要件、指定内容について御審議をいただく予定です。

保護樹木制度の拡充といたしまして、1番目としまして、保護樹木等の移植費助成を新たに実施いたします。

これは、建て替えなどによって保護樹木が伐られないように、保護樹木等を敷地内に移植する費用の一部を助成する制度です。特に経費的な負担が大きい個人住宅に限定して助成は行う予定です。今年度は、5本分の予算を計上いたしました。

2点目としまして、特別保護樹木制度の創設です。

地域のシンボルとなる樹木を特別保護樹木として保護育成いたします。特に新宿区は、平成20年7月に景観行政団体になっております。景観法で定めます景観重要樹木をはじめ、幹周りの大きな貴重な樹木を特別保護樹木として指定して、剪定等の維持管理支援を強化していきます。

今年度は、3本分の予算を計上いたしました。2の(3)に特別保護樹木の助成内容を書きましたが、特別保護樹木に指定しますと、区がその木の維持管理をすべて行うという形にしたいと考えてございます。

最後のスケジュールですが、今年の7月頃までに制度を検討いたしまして、9月頃から、実際の移植費の助成、また特別保護樹木の指定の開始を行う予定です。

具体的な内容につきましては、改めて審議会に御提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

熊谷会長 ありがとうございます。

保護樹木制度の拡充についていかがでしょうか。御意見、御質問があればお伺いしたいと思いますが。

はいお願いいたします。

藤田委員 非常に重要な制度だと思います。特に、保護樹木太くなってくると、いろいろな不都合というか、虫が入ったり、ふえますので、ぜひこの制度を活用して樹木医や何かで診断をして、危なかったらその処置というのは、樹木の寿命を伸ばすためにも重要だと思いますので、ぜひこの辺はもうちょっと力を入れたほうがいいのかなというふうに、私は思いますし、ぜひ進めていただきたい施策だと思っております。

熊谷会長 ありがとうございます。

もっと積極的にという御意見で。

ほかに何か御意見ございましょうか。

よろしゅうございますか。

(うなづく者あり)

熊谷会長 それでは、次回具体的なもう少し詰まった案を、多分審議事項で挙がってくるんでしょうかね。きょうは御報告ですが、審議事項で十分に御意見をいただきたいと思います。

◎「みどりのモデル地区」の指定について

熊谷会長 それでは、報告事項に移りたいと思います。

事務局 それでは、報告事項の2点目、「みどりのモデル地区」の指定について報告いたします。

お手元の資料9をごらんください。

こちら、先ほどと同じように、みどりの基本計画の重点的な取組みとして掲げております事業で、今年度事業化する事業です。次回の審議会で具体的なエリア、またはこの内容等について御審議いただく予定です。

モデル地区の範囲を検討する候補エリアにつきましては、1枚めくっていただきますと、みどりの配置方針図をつけております。こちらの3カ所の場所になりますので、ごらんいただきたいと思います。

まず、みどりの推進モデル地区ですが、緑被率の比較的低い笹筥地域周辺にみどりの推進を図るために指定いたします。規制といたしましては、緑化計画書制度の対象面積の引き下げをこのように考えております。

また助成制度の条件緩和といたしまして、みどりの協定、こちら区民の団体を対象に花の苗やプランターなどの緑化の資材を支給する制度ですが、こちらの人数要件を少し少なくしたりですとか、限度額の拡大などの要件の緩和を検討しております。

また、生垣の助成につきましても、助成対象の拡大、また、助成限度額の拡大などの緩和策を検討しております。

次に、屋上緑化等推進モデル地区。こちら、地上部に緑化の余地の少ない新宿駅周辺の商業業務地域で、建物自体の緑化を図るために指定いたします。

規制といたしましては、屋上緑化を義務とする対象面積を引き下げることを考えております。また、助成事業の条件の緩和としましては、屋上壁面緑化の助成につきまして、助成対

象の拡大、また限度額の拡大による緩和を検討しております。

3つ目のみどりの保全モデル地区ですが、緑被率の比較的高い落合地域に、今あるみどりの保全を図るために指定を検討していきます。

こちらは、みどりを保全する地区計画の策定とあわせまして、モデル地区の指定を、今後調整していく予定です。

みどりの推進モデル地区と屋上等緑化推進モデル地区の指定のスケジュールですが、今年の7月頃までに地元との調整、また制度を検討いたしまして、今年の9月頃からモデル地区の指定を具体的に行う予定です。

こちらも、具体的な内容は改めて審議会に提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

熊谷会長 ありがとうございます。

ただいまのみどりのモデル地区の指定についての御報告について、御質問等おありでしたらお願いをしたいと思います。

いかがでしょうか。何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、これにつきましても、次回審議事項としてお諮りをできると思いますので、そのときにまた改めて御意見をちょうだいしたいと思います。

◎連絡事項など

熊谷会長 それでは、報告事項一応2点を終わらしまして、その他に移らせていただきたいと思います。

事務局からお願いをいたします。

事務局 それでは、連絡事項が幾つかありますので連絡させていただきます。

昨年来御審議いただいております新宿区みどりの基本計画につきましてですけれども、ことし、21年2月に正式決定いたしまして、現在区のホームページでその全文を公表しております。ただいま図面等の手直しが少しありましたので、それを印刷しております。印刷ができ次第、委員の皆様へ郵送させていただきますので、御収納いただきたいと思います。

それから、次回、21年度第2回のみどりの審議会ですけれども、7月の中旬ごろの開催を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

それと、お手元の資料に、前回、20年度第3回審議会の議事録をお配りさせていただいておりますので、これもあわせて御収納いただきたいと思います。

以上です。

◎閉会

熊谷会長 ありがとうございました。

それでは、本日準備いたしました議事についてはすべて終了いたしましたので、平成21年度第1回新宿区みどりの推進審議会を閉会とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

みどり公園課長 ありがとうございました。

午後零時05分閉会